第二十四条　証人の保護

1　締約国は、その有する手段の範囲内で、この条約の対象となる犯罪に関する刑事手続において証言する証人及び適当な場合にはその親族その他密接な関係を有する者について、生じ得る報復又は威嚇からその者を効果的に保護するため、適当な措置をとる。

2　1に規定する措置には、被告人の権利（適正な手続についての権利を含む。）に影響を及ぼすことなく、特に次のことを含めることができる。

(a)　1に規定する者の身体の保護のための手続を定めること。例えば、必要かつ実行可能な範囲内で、当該者の居所を移転し、又は適当な場合にはその身元及び所在に関する情報を開示せず若しくは開示を制限することを認めること。

(b)　証人の安全を確保する方法で証人が証言することを認めるための証拠に関する規則を定めること。例えば、ビデオリンク等の通信技術その他の適当な手段の利用を通じて証言することを認めること。

3　締約国は、1に規定する者の居所の移転に関し、他の国と協定又は取極を締結することを考慮する。

4　この条の規定は、被害者に対しても、当該者が証人である限りにおいて適用する。

第二十五条　被害者に対する援助及び保護の提供

1　締約国は、その有する手段の範囲内で、この条約の対象となる犯罪の被害者に対し、特に報復又は威嚇のおそれがある場合には、援助及び保護を与えるための適当な措置をとる。

2　締約国は、この条約の対象となる犯罪の被害者が損害賠償及び原状回復を受けられるよう適当な手続を定める。

3　締約国は、自国の国内法に従うことを条件として、防御の権利を害しない方法で被害者の意見及び懸念が犯人に対する刑事手続の適当な段階において表明され及び考慮されることを可能とする。

第二十六条　法執行当局との協力を促進するための措置

1　締約国は、組織的な犯罪集団に参加している者又は参加した者に対して次のことを奨励するための適当な措置をとる。

(a)　権限のある当局にとって捜査及び立証のために有用な情報で次のような事項に関するものを提供すること。

(i)　組織的な犯罪集団の特定、性格、構成、組織、所在地又は活動

(ii)　他の組織的な犯罪集団との連携（国際的な連携を含む。）

(iii)　組織的な犯罪集団が行った又は行う可能性のある犯罪

(b)　事実に基づく具体的な援助であって組織的な犯罪集団から資源又は犯罪収益を剥奪（はく）することに貢献し得るものを権限のある当局に提供すること。

2　締約国は、適当な場合には、この条約の対象となる犯罪の捜査又は訴追において実質的に協力する被告人の処罰を軽減することを可能とすることについて考慮する。

3　締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、この条約の対象となる犯罪の捜査又は訴追において実質的に協力する者の訴追を免除することを可能とすることについて考慮する。

4　2及び3に規定する者の保護については、第二十四条に定めるところに従う。

5　1に規定する者であって一の締約国に所在するものが他の締約国の権限のある当局に実質的に協力することができる場合には、関係締約国は、自国の国内法に従い、当該他の締約国が当該者について2及び3に規定する取扱いを行うことの可能性に関する協定又は取極を締結することを考慮することができる。

第二十七条　法執行のための協力

1　締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の対象となる犯罪と戦うための法執行の活動の実効性を高めるため相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特に次のことのための効果的な措置をとる。

(a)　この条約の対象となる犯罪のすべての部面（自国が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連を含む。）に関する情報の確実かつ迅速な交換を促進するため、権限のある当局、機関及び部局の相互間の連絡の経路を強化し、並びに必要なときはこれを設けること。

(b)　この条約の対象となる犯罪について次の事項に関して調査するに当たり、他の締約国と協力すること。

(i)　当該犯罪にかかわっていると疑われる者の特定、所在及び活動又は他の関係者の所在

(ii)　当該犯罪の実行により生じた犯罪収益又は財産の移動

(iii)　当該犯罪の実行に用い又は用いようとした財産、装置又は他の道具の移動

(c)　適当な場合には、分析又は捜査のために必要な物品又は必要な量の物質を提供すること。

(d)　権限のある当局、機関及び部局の相互間の効果的な調整を促進し、並びに職員その他の専門家の交換（関係締約国間の二国間の協定又は取極に従うことを条件として、連絡員の配置を含む。）を推進すること。

(e)　組織的な犯罪集団によって使用される特定の手段及び方法（適当な場合には、虚偽の身元関係事項、変造され若しくは偽造された文書又は当該犯罪集団の活動を隠匿する他の手段の利用並びに経路及び輸送手段を含む。）について他の締約国と情報を交換すること。

(f)　この条約の対象となる犯罪の早期発見のために情報を交換し、及び適宜とられる行政上その他の措置について調整すること。

2　締約国は、この条約を実施するため、それぞれの法執行機関の間で直接協力することに関する二国間又は多数国間の協定又は取極の締結を考慮し、このような協定又は取極が既に存在する場合には、これらの改正を考慮する。締約国は、関係締約国間にこのような協定又は取極がない場合には、この条約の対象となる犯罪に関し、この条約を法執行に関する相互の協力の根拠とみなすことができる。締約国は、適当な場合には、それぞれの法執行機関の間の協力を促進するため、協定又は取極（国際機関又は地域機関を含む。）を十分に利用する。

3　締約国は、最新の技術を利用して行われる国際的な組織犯罪に対応するため、その有する手段の範囲内で協力するよう努める。

第二十八条　組織犯罪の性質に関する情報の収集、交換及び分析

1　締約国は、科学界及び学界の協力を得て、自国の領域内における組織犯罪の傾向、組織犯罪が行われる事情並びに組織犯罪に関係する専門的団体及び技術を分析することを考慮する。

2　締約国は、相互に又は国際機関及び地域機関を通じて、組織的な犯罪活動に関する分析についての専門知識を発展させかつ共有することを考慮する。この目的のために、共通の定義、基準及び方法を適宜定め及び適用すべきである。

3　締約国は、組織犯罪と戦うための自国の政策及び実際にとられる措置を監視し並びにこれらの政策及び措置の実効性及び効率性を評価することを考慮する。

第二十九条　訓練及び技術援助

1　締約国は、必要な範囲内で、自国の法執行の職員（検察官、捜査を行う治安判事及び税関職員を含む。）並びにこの条約の対象となる犯罪の防止、探知及び取締りの任務を課された他の職員のための特別な訓練計画を開始し、発展させ又は改善する。その訓練計画には、職員の派遣及び交流を含めることができる。その訓練計画には、国内法により認められる範囲内で特に次の事項を含む。

(a)　この条約の対象となる犯罪の防止、探知及び取締りに用いられる方法

(b)　この条約の対象となる犯罪にかかわっていると疑われる者が用いる経路及び技術（通過国におけるものを含む。）並びにこれらへの適当な対策

(c)　禁制品の移動の監視

(d)　犯罪収益、財産、装置又は他の道具の移動の探知及び監視、そのような収益、財産、装置又は他の道具の移転、隠匿又は偽装に用いられる方法並びに資金洗浄その他金融に係る犯罪と戦うために用いられる方法

(e)　証拠の収集

(f)　自由貿易地帯及び自由港における統制の技術

(g)　法執行の最新の装置及び技術（電子的な監視、監視付移転及び潜入して行う捜査を含む。）